

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24 - 関東144 - 1
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 平成25年 2月22日
 【会社名】 三井物産株式会社
 【英訳名】 MITSUI & CO.,LTD.
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 飯島 彰己
 【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
 【電話番号】 東京(3285)1111(大代表)
 【事務連絡者氏名】 総合資金部コーポレートファイナンス室長 具志堅 喜光
 【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
 【電話番号】 東京(3285)1111(大代表)
 【事務連絡者氏名】 総合資金部コーポレートファイナンス室長 具志堅 喜光
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 10,000百万円
 【発行登録書の内容】

提出日	平成24年 8月17日
効力発生日	平成24年 8月25日
有効期限	平成26年 8月24日
発行登録番号	24 - 関東144
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づいて算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 300,000百万円
 (300,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づいて算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

当社中部支社

(名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号)

当社関西支社

(大阪市北区中之島二丁目3番33号)

証券会員制法人札幌証券取引所

(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	三井物産株式会社第70回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	1億円の1種
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	額面100円につき金100円
利率（％）	年2.021％
利払日	毎年3月5日及び9月5日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、発行日の翌日から本社債を償還すべき日（以下償還期日という。）までこれをつけ、平成25年9月5日を第1回の利息を支払うべき日（以下利息支払期日という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年3月5日及び9月5日の2回を利息支払期日として、各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(2) 利息支払期日が本項第(3)号に定められる銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 銀行営業日とは東京において銀行が営業を行っている日とし、銀行営業日でない日を銀行休業日とする。</p> <p>(4) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記（注）8．「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成45年3月4日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>額面100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成45年3月4日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が、別記「利息支払の方法」欄第1項第(3)号に定められる銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記（注）8．「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金（円）	額面100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成25年2月22日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成25年3月5日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	<p>1．当社は、本社債の未償還残高が存する限り、当社が既に発行した、又は今後発行する他の社債のために担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法にもとづき同順位の担保権を設定する。</p> <p>2．当社が、会社合併により被合併会社の担保付社債を承継する場合は本欄第1項は適用されない。</p> <p>3．当社が、本欄第1項にもとづき、本社債のために担保権を設定した場合には、当該担保権設定日以後本欄第1項は適用されない。</p>
財務上の特約（その他の条項）	該当事項はありません。

（注）1．信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下R & Iという。）からAA-（ダブルAマイナス）の信用格付を平成25年2月22日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ニュースリリース/クレジットコメント」及び同コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックした「格付ニュース一覧」（<http://www.r-i.co.jp/jpn/cfp/news.html#tab-anchor-release>）に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-3276-3511

2．社債、株式等の振替に関する法律の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の規定にもとづき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定にもとづき社債券を発行することができない。

3．財務代理人ならびに発行代理人及び支払代理人

- (1) 当社は株式会社三井住友銀行（以下財務代理人という。）に本社債にかかわる事務を委託する。
- (2) 本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
- (3) 当社が財務代理人を変更する場合には、その旨を本（注）6．に定めるところにより公告する。
- (4) 本社債の社債権者が財務代理人に請求等を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとする。
- (5) 別記「振替機関」欄に定める振替機関が規定する業務規程その他の規則にもとづく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

4．期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各本社債について期限の利益を喪失する。ただし、財務代理人が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その限りでない。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5銀行営業日を経過してもこれを履行又は解消することができないとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来しても各社債の要項に定める一定の期間内にその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債又は借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき、ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合はこの限りではない。

- (2) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債の総額についてただちに期限の利益を喪失する。

当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、又は解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。

当社が破産手続、民事再生手続もしくは会社更生手続の開始決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

5．社債権者集会の招集

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下本種類の社債と総称する。）の社債権者集会は当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前迄に、本（注）6．に定めるところにより、本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

6．公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知をする場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、定款に所定の新聞紙ならびに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。）にこれを掲載する。

7．社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8．元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号	10,000	1．引受人は、本社債の全額につき、買取引受を行う。 2．本社債の引受手数料は額面100円につき金47.5銭とする。
計	-	10,000	-

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	75	9,925

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,925百万円は、全額を平成25年6月末までに返済期日が到来する借入金の返済資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第94期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第94期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第94期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年2月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月22日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年2月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月21日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成25年2月22日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年12月20日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（平成25年2月22日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

当社本店

（東京都千代田区大手町一丁目2番1号）

当社中部支社

（名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号）

当社関西支社

（大阪市北区中之島二丁目3番33号）

証券会員制法人札幌証券取引所

（札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

株式会社大阪証券取引所

（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

証券会員制法人福岡証券取引所

（福岡市中央区天神2丁目14番2号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。